問い合わせ先 障害福祉課

~スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」を導入しました!~

①スマートフォンに「ミライロID」をインストール



- ◎ アプリのインストール後、 障害者手帳の登録が必 要になります。
- ◎ 登録には紙またはカード型の障害者手帳が必要です。

②利用可能県有施設等の窓口で提示



利用可能県有施設は13カ所(令和5年3月末現在) 民間施設等でも利用できるところが増えてきています! 利用可能施設や受けられるサービスの詳細については、 ミライロID公式サイト(https://mirairo-id.jp/)をご覧 ください。 ◎「ミライロID」を起動して、アプリのホーム画面を窓口で 提示することで、障害者手帳の提示と同様のサービスを受けることができます。

なお、これまで通り障害者手帳をお使いいただくこともできます。